

国際活動委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 本委員会は電気学会が行う国際活動のうち、電気学会全体に係わるもの及び複数の部門に係わるものについてその効果的かつ円滑な遂行を図る。

(審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。(決議内容は理事会に諮る)

- (1) 本学会の国際活動に関する基本的な考え方、理念、方法、範囲などについて審議
- (2) 各国学術機関との交流のあり方及びその具体的内容について審議し、国際協定の締結の審議。又、既に締結している協定の見直し、変更等に関する審議
- (3) 各国において本学会の窓口となり、活動の紹介や普及に貢献してもらおうコリスポンディングメンバーの選任及び具体的な交流活動の推進
- (4) 学会が主催する国際会議である ICEE 大会の対応について審議及び推進。日本で開催の場合には、実質な事務局として計画の立案及び遂行
海外で開催の場合には各国と連携をはかり、日本からの論文や参加者の調整支援
この業務については下部機関として専任的にあたる日本 ICEE 委員会を設定して推進
- (5) 本学会の国際化のための諸施策としてのホームページやニュースレターなどによる海外への PR 活動の展開や会員相互の意見交換の実施
- (6) 本部や複数の部門が主催又共催等となり、日本で開催する国際会議への協力・支援

(構 成)

第3条 委員会の構成は次による。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 委員長： | 1名 |
| 副委員長： | 2名（1名はICEE日本国内委員会委員長を兼任） |
| 第1号委員： | 5名程度 |
| 第2号委員： | 研究経営理事及び各部門の役員 |
| 幹 事： | 3名程度 |

(委員の選定)

第4条 委員会の構成員は次による。

- (1) 委員長は理事会が、役員または役員経験者で、国際活動の経験の深い正員の中から選定し、会長名で委嘱する。
- (2) 副委員長は委員長が、国際活動に経験の深い正員から選定し、会長名で委嘱する。
- (3) 第1号委員は委員長が、国際活動に経験の深い正員で、学識経験者などから選定し、会長名で委嘱する。
- (4) 第2号委員は研究経営理事及び各部門の役員の中から国際活動を担当する適任者を選定し、会長名で委嘱する。
- (5) 幹事は委員長が、正員の中から選定し、会長名で委嘱する。

(任 期)

第5条 委員会の構成員の任期は次による。

- (1) 委員長、副委員長及び第1号委員の任期は3年とし4月末に改選する。再任は妨げないが、

引き続き 2 年期を越えてはならない。

(2) 第 2 号委員の任期は本部および各部門での当該役員の在任期間とする。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会の開催は原則として年 4 回とする。

2. 過半数の委員から要求がある場合、緊急時審議する事項が発生した場合には、委員長は委員会を開催しなければならない。
3. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。

(運 営)

第 7 条 委員会の運営要領は次による

- (1) 部門委員は委員会での議決事項を各部門役員会に伝えるとともに各部門からの意見、要望があれば委員会へ報告する。
- (2) ICEE 大会に関する事情を専任的に所管する ICEE 日本委員会は、活動状況・計画を本委員会に報告するとともに、必要な事項については委員会の承認を受ける。
- (3) 幹事は委員会所掌に関し、委員長委任事項と議決事項をあらかじめ明確にしておく等、委員長を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行う。
- (4) 議事は特別の規定がない限り、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第 8 条 委員会の議事録は、幹事が作成し保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成 11 年 4 月 19 日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成 11 年 4 月 19 日より施行する。